

産業廃棄物処理業の事業の範囲を記載した書類				
1 事業の区分（次のいずれかに○印等を記載すること。）				
収集運搬（下欄のどちらかに○印）		中間処理（中間処理の場合は、下欄に処理方法を記載）		最終処分
積替え・保管を（ 含む ・ 含まない ）				
2 産業廃棄物の種類（許可申請する産業廃棄物についてのみ○印を付けること。）				
産業廃棄物の種類		新規 現行	変更 追加	備考
1	燃え殻（判定基準に適合しないものを除く。）			
2	汚泥（判定基準に適合しないものを除く。）			含水率 85%以下に限る。 該当 ・ 非該当
3	廃油			
4	廃酸			
5	廃アルカリ			
6	廃プラスチック類			
	廃プリント配線板			
	廃容器包装			
	自動車等破砕物			
7	紙くず			
8	木くず			
9	繊維くず			
10	動植物性残さ			
11	動物系固形不要物			
12	ゴムくず			
13	金属くず			
	廃プリント配線板			
	鉛蓄電池の電極			
	鉛製の管又は板			
	廃容器包装			
	自動車等破砕物			
	ガラスくず，コンクリートくず（工作物の新築，改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず			
	廃ブラウン管			
	廃石膏ボード			
14	廃容器包装			
	自動車等破砕物			
15	鉋さい			
16	がれき類			
17	動物のふん尿			
18	動物の死体			
19	ばいじん（判定基準に適合しないものを除く。）			
20	産業廃棄物処理物			
21	輸入された廃棄物			
上記のうち	石綿含有産業廃棄物を含む			6～9，12～14，16 に係るものに限る。
	水銀使用製品産業廃棄物を含む			
	水銀含有ばいじん等を含む			1，2，4，5，15，19 に係るものに限る。
注 1 これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。				
2 新規又は更新申請は，申請を行うもの又は現に許可を受けているものについて「新規現行」欄へ○印を付ける。				
3 変更許可申請は，現に許可を受けているものについて「新規現行」欄に，追加申請するものについて「変更追加」欄に，それぞれ○印を付ける。				
4 収集運搬は積替え保管を含む・含まない別に，処分業は処分方法別に，それぞれ別の用紙で作成する。				